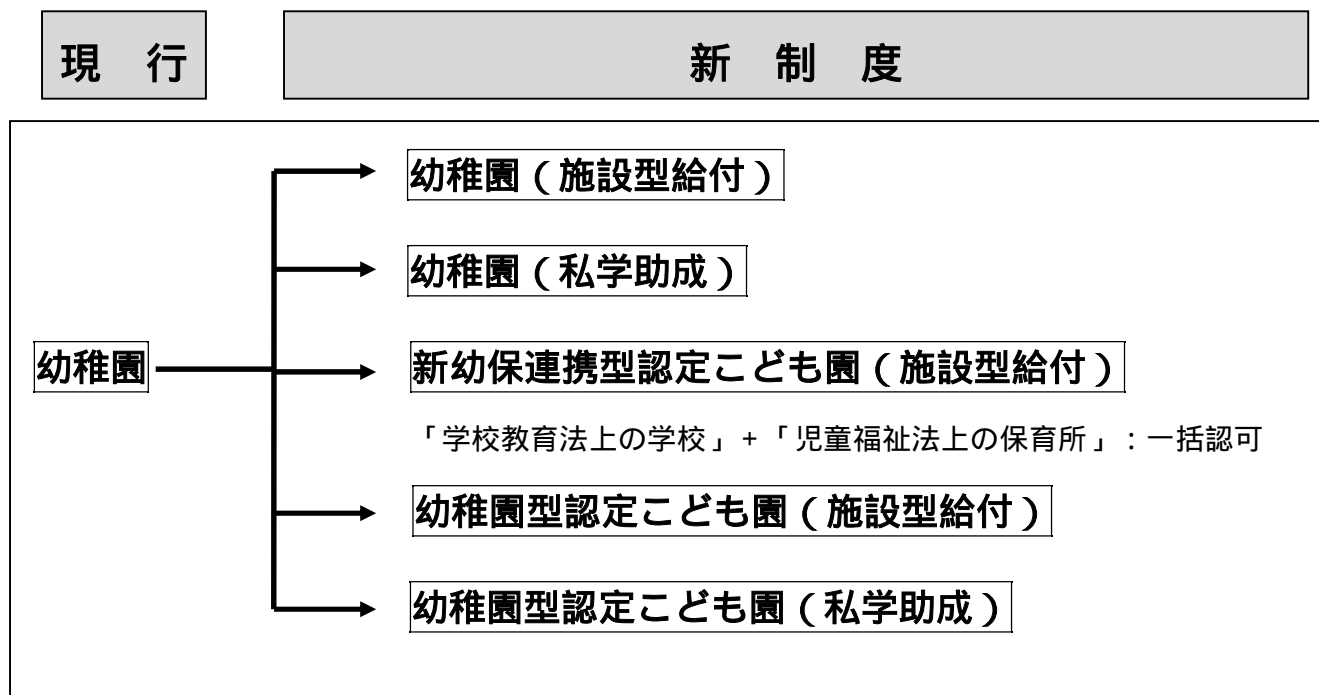


# 子ども・子育て支援新制度のポイント

## 子ども・子育て新制度と幼稚園

### 1 幼稚園のこれから

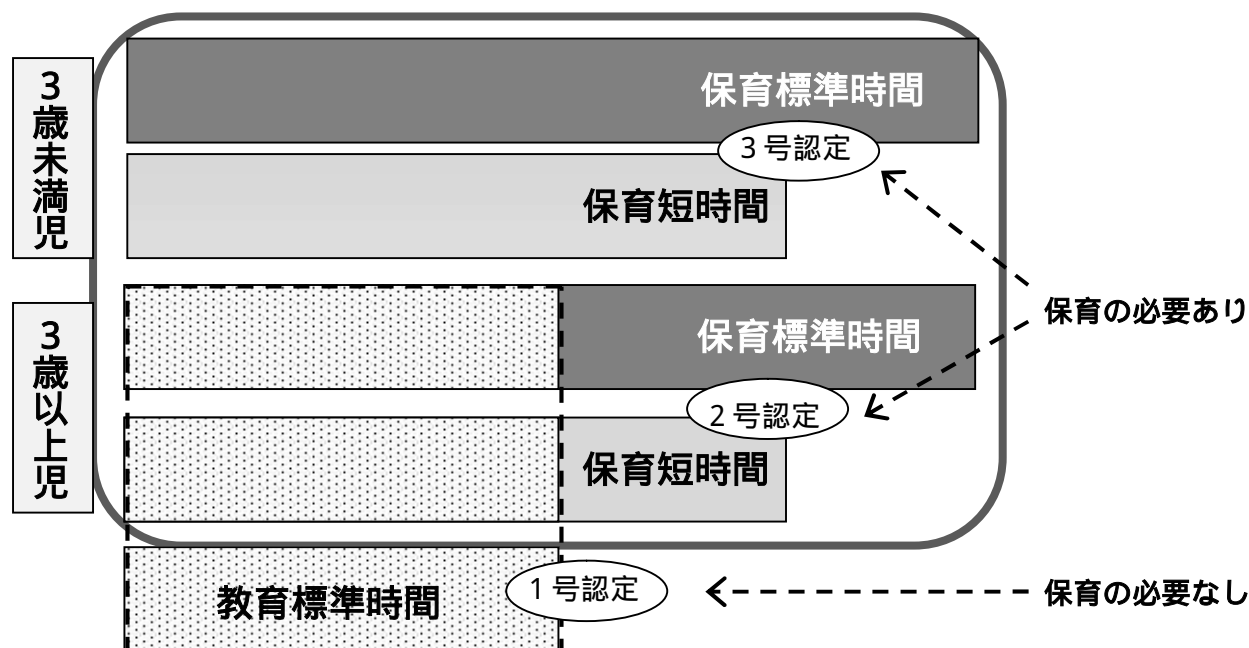


- \* 幼稚園及び幼稚園型認定こども園は、新制度導入に向け、施設型給付対象施設となるか、私学助成対象施設として継続するかを選択することとなります。  
また、新制度導入後に給付対象施設に移行することも可能です。
  - ・国は平成 26 年夏頃までに意向調査を実施予定
  - ・県は平成 26 年秋頃に意向確認を行う予定
- \* 既存の幼保連携型認定こども園は、新制度導入に伴い、施設型給付対象施設に自動的に移行します。  
ただし、移行にあたり、幼稚園部分と保育所部分の設置主体の法人格が異なる場合（学校法人と社会福祉法人などの場合）、法人格の一本化が必要となります。
- \* 新幼保連携型認定こども園の設置主体は、原則学校法人・社会福祉法人となります。
- \* 既存の幼稚園・保育所の認定こども園への移行については、移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、移行できるようにする特例が設けられます。  
この点の具体的な対応については、今後、県の（政令市・中核市は市の）子ども・子育て会議等で検討していくこととなります。

## 2 「保育の必要量の認定」の導入

新制度では、パートタイマーなど短時間就労の保護者のお子さんも、公的保育が利用できるように、「保育の必要量の認定」が導入されます。

保護者の就労状況等に応じて「保育標準時間」「保育短時間」の認定がされます。



\* 保育標準時間：主にフルタイムの就労を想定。現行の11時間開所時間に相当。

保育短時間：主にパートタイムの就労を想定。（保育標準時間と教育標準時間の中間程度を想定）

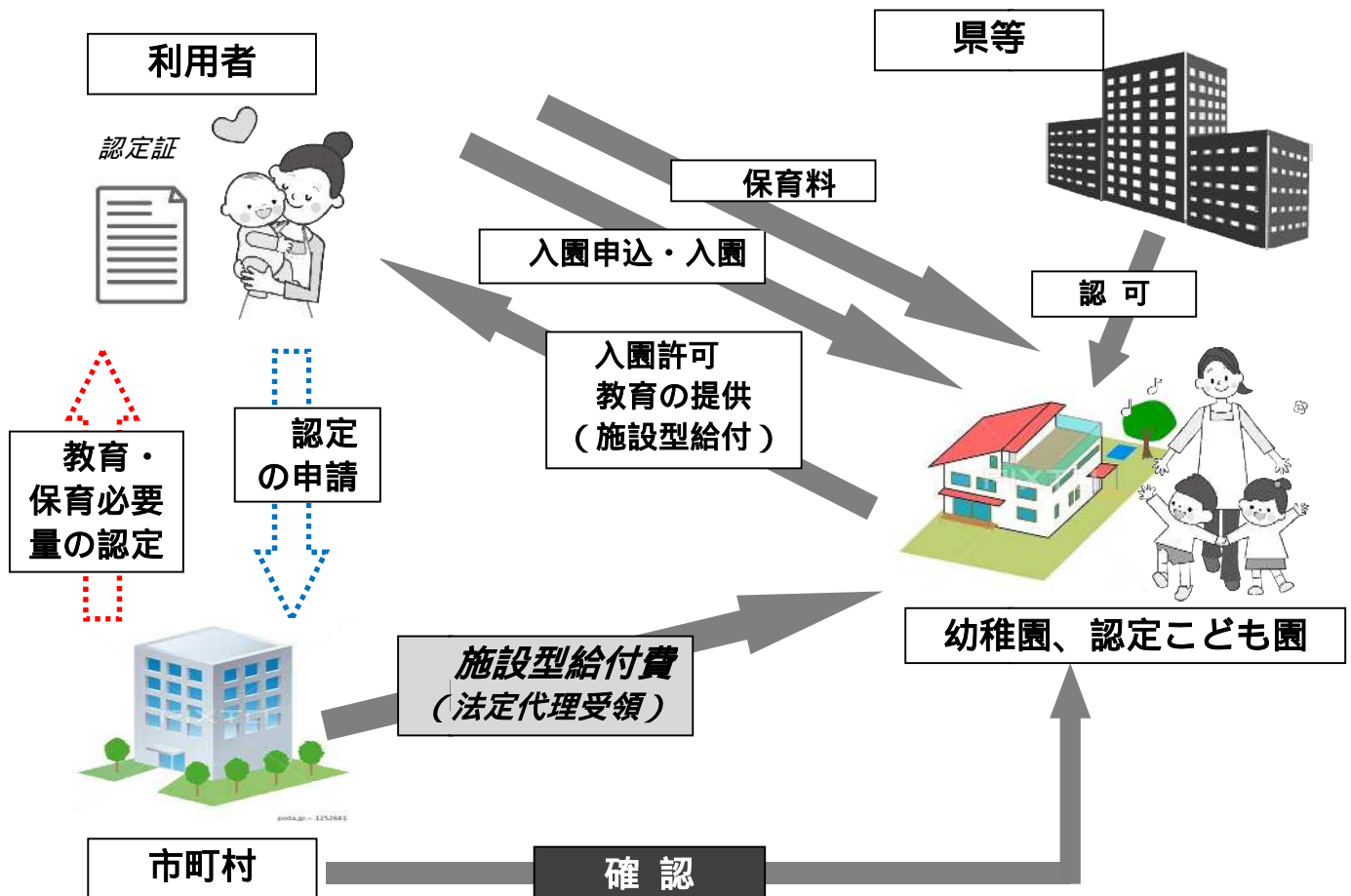
教育標準時間：1日3～4時間の幼児教育の時間

### 認定制度導入の影響：預かり保育の実施状況による

#### 預かり保育の対象園児（＝2号認定を受けられる可能性）への対応の選択肢

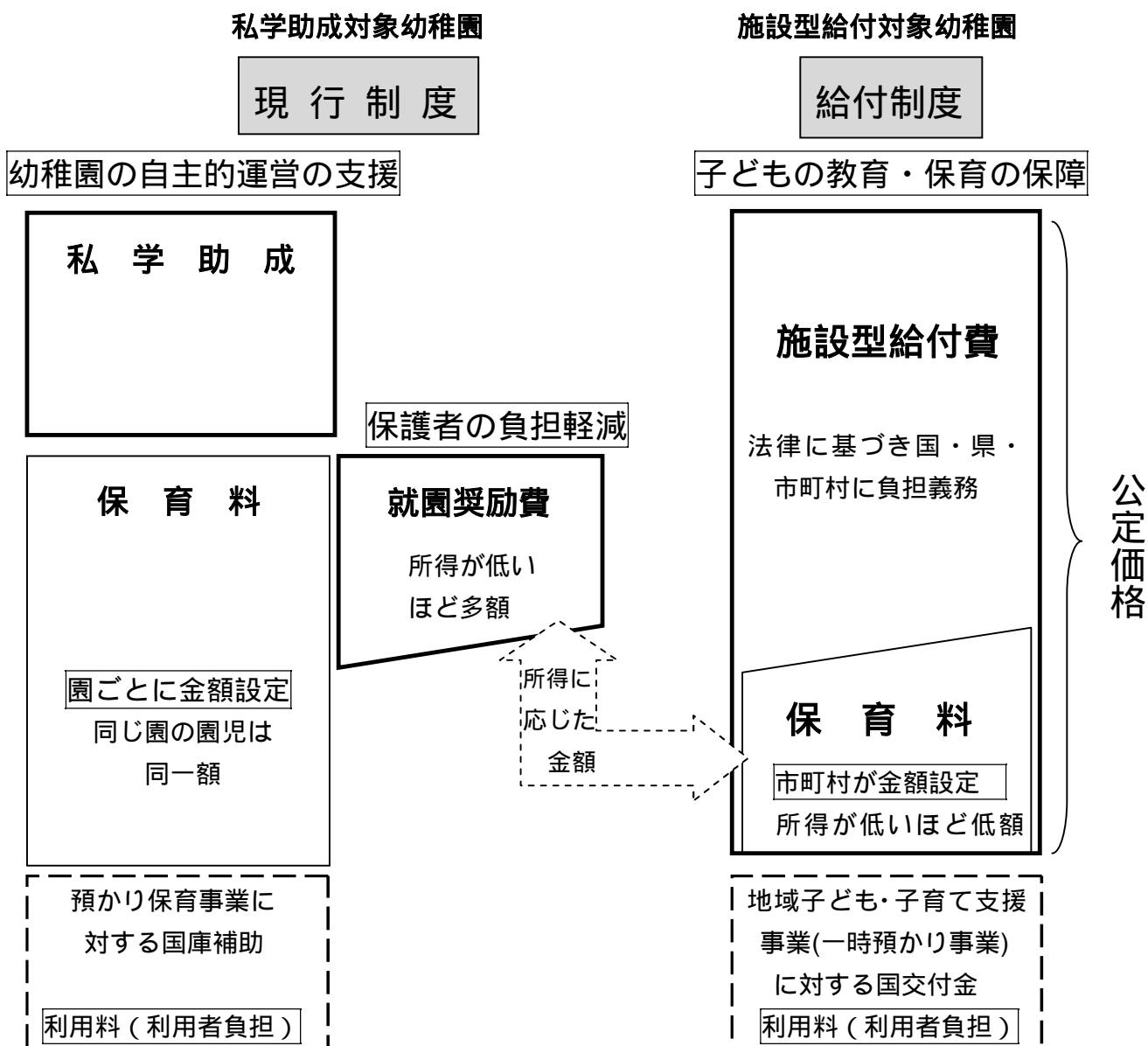
施設類型	預かり保育の対象園児への対応
幼稚園（施設型給付）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2号認定の子どもは、原則的には受入れられない。</li> <li>・ 市町村から一時預かり事業を受託し、2号認定の子どもの教育時間外の保育を行う。</li> </ul>
幼稚園（私学助成）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の預かり保育補助を受け、教育時間外の保育を行う。</li> <li>・ 市町村独自の預かり保育補助の新制度移行後については、現時点では未定。</li> </ul>
幼保連携型認定こども園（施設型給付）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2号認定の子どもの保育（保育標準時間、保育短時間）を行った実績に応じて施設型給付の支払いを受ける。</li> </ul>
幼稚園型認定こども園（施設型給付）	同上
幼稚園型認定こども園（私学助成）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の預かり保育補助を受け、教育時間外の保育を行う。</li> <li>・ 市町村独自の預かり保育補助の新制度移行後については、現時点では未定。</li> </ul>

### 3 新制度における利用・公費の流れ（施設型給付幼稚園・認定こども園）



- \* 施設型給付対象施設に移行した場合、利用の流れが一部変わります。  
 利用者は、教育・保育の必要量認定が必要となります。  
 認定申請・認定証交付の手続きは、利用者の負担を軽減するために、幼稚園・認定こども園を通じて行える方式が検討されています。
- \* 施設型給付対象施設に移行した場合、公費の流れは大きく変わります。  
 園： 県からの私学助成（私学の自主的な運営を支援） 市町村からの施設型給付（公費で教育・保育経費を保障）  
 園児の在住市町村から受け取ることとなります。  
 利用者： 市町村からの就園奨励費 市町村が定める所得に応じた保育料  
 （事後的に所得に応じて負担を軽減） （あらかじめ負担を軽減）  
 園児の家庭の所得状況によって、保育料の額が異なることとなります。
- \* 公費を受けるためには、県・政令市・中核市による「認可」に加えて、所在する市町村の「確認」が必要となりますが、新制度移行時、既存園は、「確認」を受けたこととみなされる経過措置が適用されます。

## 4 公費のしくみの違いのイメージ



- \* 私立幼稚園に対する公費は、現行制度と給付制度では大きく異なります。  
私学助成（県）：「保育料の水準」＋「私学助成の水準」が運営経費に影響
- 施設型給付（市町村）：「公定価格の水準」が運営経費に影響  
保育料の水準は運営経費に影響しない

- \* 利用者にとっては、施設型給付の幼稚園になると、市町村が所得に応じて定めた保育料となります。  
このため、同一市町村内の施設型給付対象幼稚園では、園による保育料の違いはなくなります。

## 5 施設型給付の算定方法

$$\boxed{\text{公定価格}} - \text{保育料} = \boxed{\text{施設型給付費}}$$

施設型給付費（市町村から）保育料（園児の保護者から）のほかに、保護者から入学時納付金・入学検定料・教材費等の納入を受け、園の収入とすることができます。

### 公定価格

教育・保育に通常要する費用の額を勘案し、内閣総理大臣が定める基準により算定

【想定される単価設定の考え方】

施設規模別：施設規模が大きいほど低い設定      スケールメリットを反映

地域別：園の所在地による。都市部ほど高い設定      物価水準を反映

児童の年齢別：年齢が低いほど高い設定      人員配置の手厚さを反映

認定区分別：1号より2号、2号より3号が高くなる設定      時間の長さを反映  
(幼稚園については1号認定の子どものみ)

加算等：現時点では不明

### 保育料（利用者負担）

利用者の所得（市町村民税を基準）に応じて利用者の居住地の市町村が定める保育料

保護者の所得、在住市町村によって保育料が異なります。

保育料は現在と同様、利用者が直接、園に納めます。

### 施設型給付費

利用者の在住市町村に請求し、在住市町村から園に支払われます。（毎月支払い）

#### \* 施設型給付費の算定イメージ（施設型給付対象の幼稚園の場合）

園児数は当該月の初日在籍児童数、園の規模・所在地に応じた単価表の単価で計算

$$\boxed{\text{公定価格に基づく教育・保育経費の合計}} - \boxed{\text{保育料収入合計}} = \boxed{\text{施設型給付費}}$$

3歳児 公定価格単価 × 3歳児数

4歳児 公定価格単価 × 4歳児数

5歳児 公定価格単価 × 5歳児数

3歳児 第 階層保育料 × 該当園児数

第 階層保育料 × 該当園児数

第 階層保育料 × 該当園児数

4歳児 第 階層保育料 × 該当園児数

第 階層保育料 × 該当園児数

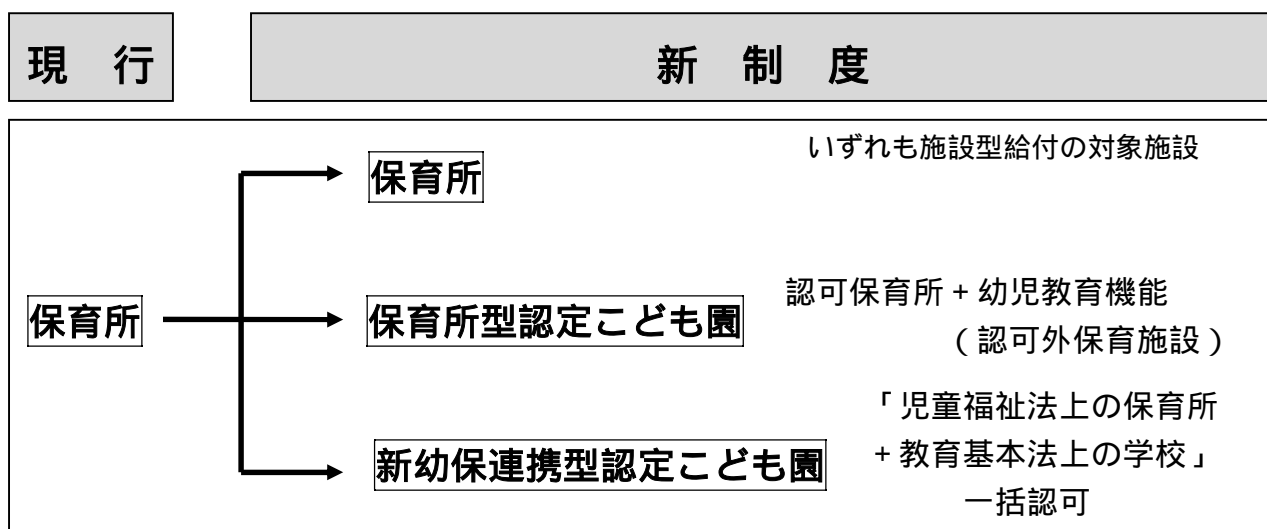
第 階層保育料 × 該当園児数

5歳児 第 階層保育料 × 該当園児数

第 階層保育料 × 該当園児数

# 子ども・子育て新制度と保育所

## 1 保育所のこれから



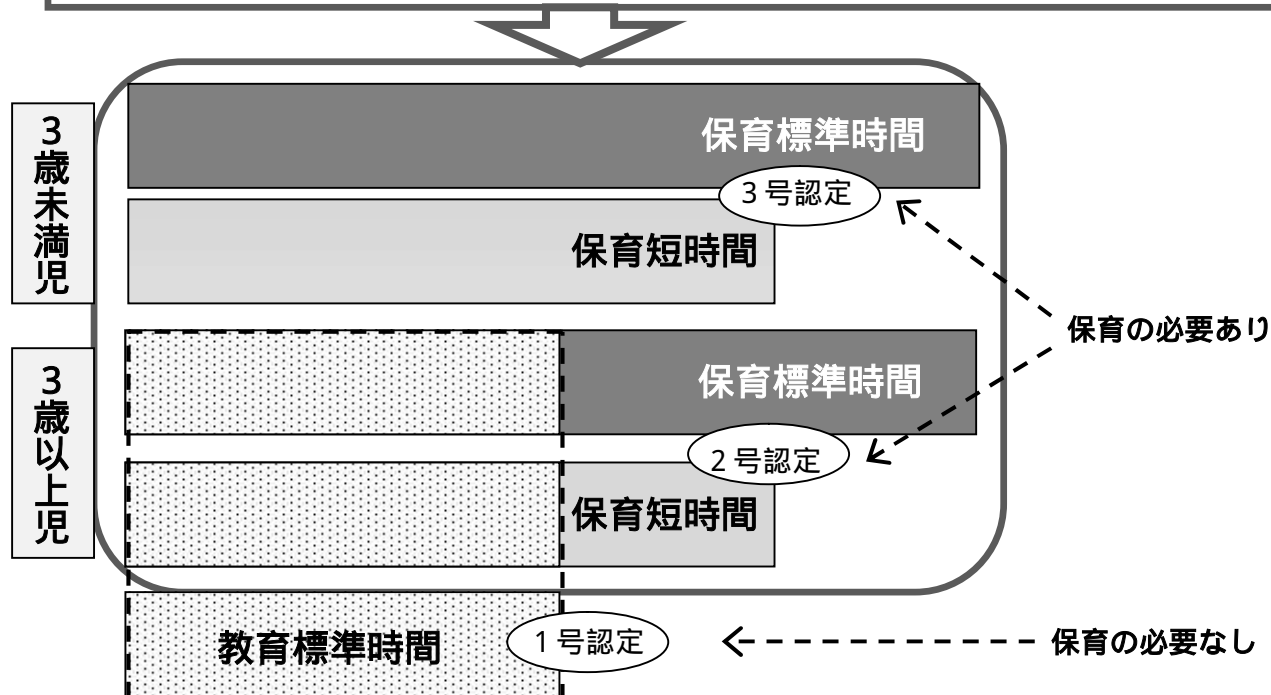
\* 特に希望しなければ、保育所として継続することとなります。  
認定こども園への移行は、新制度導入後も可能です。

## 2 「保育の必要量の認定」の導入

新制度では、パートタイマーなど短時間就労の保護者のお子さんも、公的保育が利用できるように、「保育の必要量の認定」が導入されます。

保護者の就労状況等に応じて「保育標準時間」「保育短時間」の認定がされます。

**新制度における公的保育の対象 = 保育を必要とする児童**  
 (「保育標準時間」認定の児童 + 「保育短時間」認定の児童)  
 \* 現行制度の公的保育の対象(保育に欠ける児童)は「保育標準時間」に相当する児童のみ

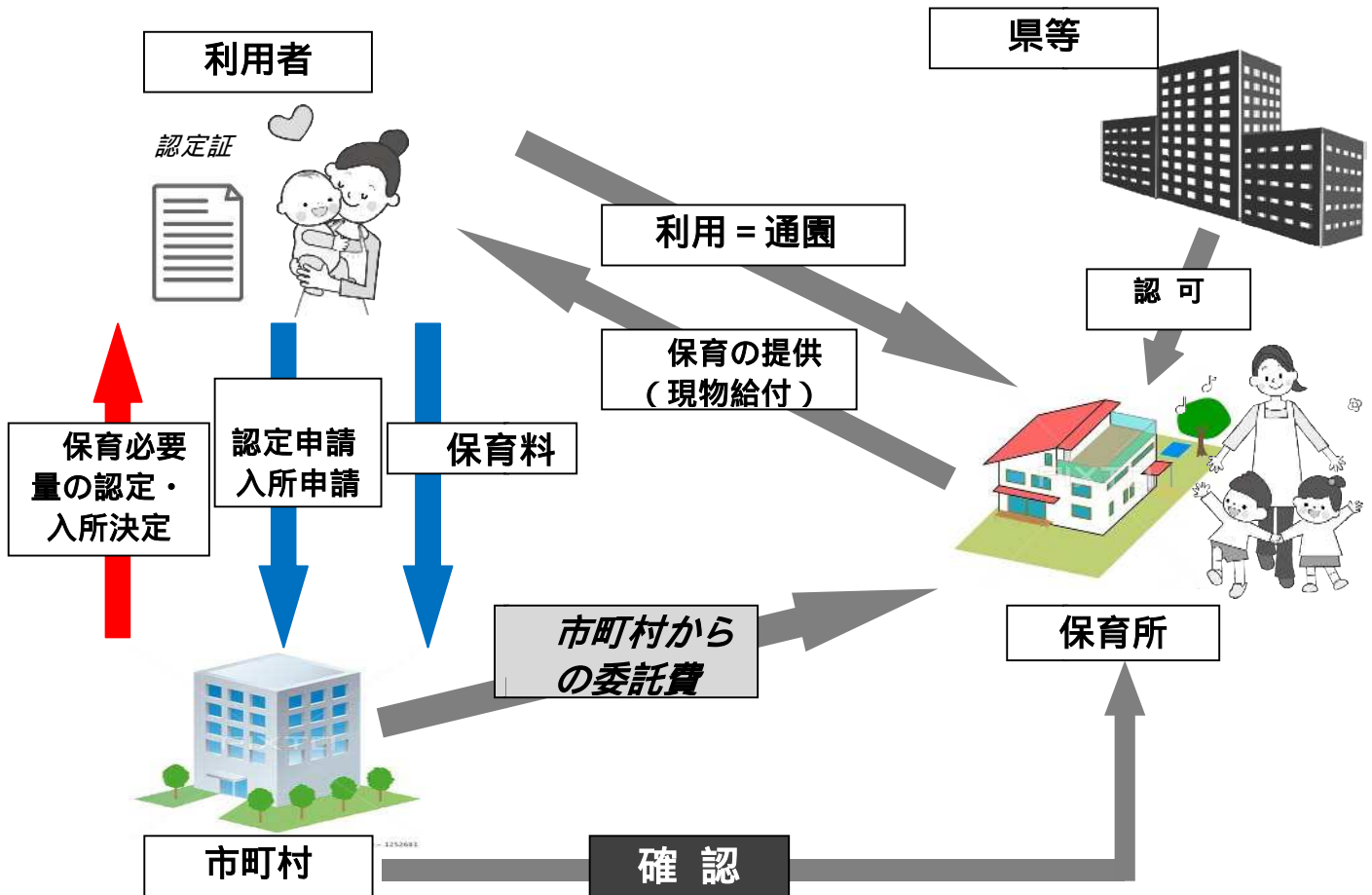


\* 保育標準時間：主にフルタイムの就労を想定。現行の11時間開所時間に相当。

保育短時間：主にパートタイムの就労を想定。(保育標準時間と教育標準時間の中間程度を想定)

教育標準時間：1日3～4時間の幼児教育の時間

### 3 新制度における利用・公費の流れ（保育所）



\* 新制度においても、保育所の利用の基本的なしくみは変わりません。

保育の実施主体は市町村で、民間保育所は子どもの保育を市町村から委託される。保育所の利用は、市町村に申し込み、市町村が入所決定を行う。利用者は所得に応じた保育料を市町村に納める。

\* 新制度における変更点は、利用者の「認定」制度が導入されることです。

子どもの保護者は、市町村に保育必要量の認定を申請し、認定証の交付を受けます。

\* 新制度においても、保育所に対する公費の流れは変わりません。

保育所は、子どもの保育を行うための経費を市町村から受け取る。

(現在の保育所運営費負担金に相当する公費を委託費として受領する。)

委託費は、の利用者個人に対する保育の提供 (= 現物給付) を行うための費用を、保育所が利用者に代わって受領するものです。

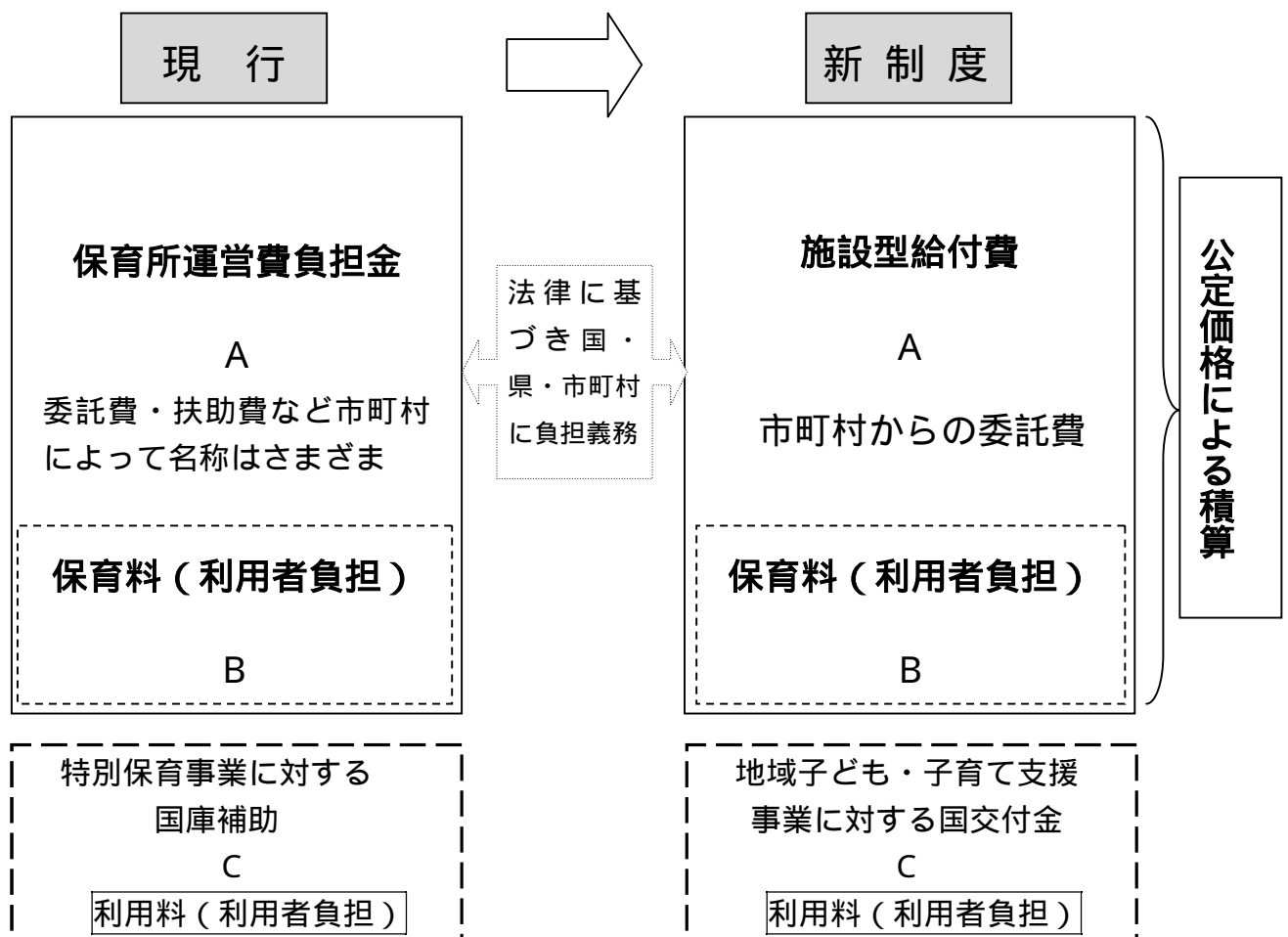
延長保育など特別保育の補助金を市町村から受け取る。

(延長保育など特別保育の利用料は保護者から保育所が直接受領する。)

\* 保育所が公費を受けるためには、県・政令市・中核市による「認可」に加えて、施設が所在する市町村の「確認」が必要となりますが、新制度移行時、既存の保育所は、

「確認」を受けたこととみなされる経過措置が適用されます。

#### 4 公費のしくみの変更イメージ（保育所）



\* 保育所への公費の名称は変わりますが、大枠のしくみはこれまでと変わりません。

- |   |  |
|---|--|
| <p>A 保育所運営費負担金<br/>保育単価<br/>年齢別 × 施設規模別 × 地域別</p> | <p>施設型給付費<br/>公定価格<br/>年齢別 × 施設規模別 × 地域別 × 認定区分別</p> |
| <p>いずれも法定の義務的経費（国・県・市町村は必要額を確保する義務）</p>           |  |
| <p>B 保育料（利用者負担）<br/>年齢別 × 所得階層別</p>               | <p>保育料（利用者負担）<br/>年齢別 × 所得階層別 × 認定区分別</p>            |
| <p>これまでと同様、国の基準に基づいて市町村が保育料の金額を決定します。</p>         |  |
| <p>C 延長保育事業や休日保育事業に対する国庫補助事業（保育対策等促進事業）</p>       |  |

「地域子ども・子育て支援事業」（延長保育事業等含む）に対する国交付金事業